

北海道身体障害者新聞

発行人 一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
会長 藤田孝太郎
札幌市中央区北二条西七丁目(かて2-7)
電話 011-251-1551
FAX 011-251-0858
ホームページ www.hokusinkyo.or.jp
北海道障害者社会参加推進センター
電話 011-251-9302
毎月 25日発行
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
非会員 同 2,000円

令和二年度 盲ろう者 通訳・介助員現任研修

9月26日から開催しておりました「盲ろう者通訳・介助員現任研修」ですが、11月1日に最終日となりました。

午前は、札幌盲ろう者福祉協会事務局長の高津潤子氏による盲ろう者通訳・介助員の「広域派遣について」の講義でした。盲ろう者が居住する市町村以外の場所へ、通訳・介助員派遣を利用できる広域派遣について、色々な事例を通して学びました。



「広域派遣について」の講義

盲ろう者通訳・介助員派遣事業の再確認から始まり、実際に自分が派遣依頼を受けた時にどうすればいいのか、配慮すべきことや注意事項などについて、受講者からの声も聞きながら、参加者一同で考えました。



最後の講義で、最終確認！

午後は、これまで学んだことをいかしての「屋外での食事介助」でした。

盲ろう者の方との待ち合わせ場所から食事をする飲食店までの移動介助、食事・会話・交流等の通訳介助、解散場所までの移動介助を行いました。

これまで教室内での設定場面や座学などで学んできた内容や技術を、実際に外に出て、各自がそれぞれ学んだことや習得できているかの再確認です。

実際の現場で緊張や戸惑いもある中、成功や失敗を経験し、受講生達にとって大変感慨深く有意義な時間となったようでした。

新型コロナウイルス感染拡大の中、通うことも大変な状況でしたが、受講生からは「学んだ知識や技術を忘れてしまわないよう、勉強や活動を続けていきたい。」という声がかれました。

今回の研修はこれで終わりになりますが、これからのみなさんの活躍を期待しております。



受講生と講師(札幌盲ろう者福祉協会)のみなさん

※来年度は、「盲ろう者通訳・介助員養成講座」を開催予定です。みなさん、ぜひご参加下さい。

意思疎通(コミュニケーション)支援の一部について

視えない、視えづらいあるいは聴こえない、聴こえづらい方々はおられますか？
視覚と聴覚の重複障がい2級以上の方がご自宅から通院や買い物、社会参加等の活動において、北身協が受託している盲ろう者通訳・介助員の派遣を受けることが可能な場合もございます。
利用者が派遣を依頼した場合、依頼者の個人情報には確実に守られます。

盲ろう重複障がい当事者の現状(1人での行動や生活)と通訳・介助員の活動に、ご理解をいただけますよう、お願いいたします。

国内便航空旅客機 割引運賃について

昨年10月より、国内便の航空旅客機が、身体障がい者の等級が何級でも介助者にも航空運賃の割引が適用されることになりました。

厚生労働省より令和2年11月25日付け、各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あてに「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」と題された通知文等が届きました。

北身協としては、障がい者に対する航空旅客運賃の割引について、別紙のとおり、取り扱われることになりましたので、皆様、御了知の上で、各加盟団体・関係団体・障がい当事者に周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。

▼主な改正点
「身体障害者・知的障害者・精神障害者の手帳交付を受けている満12歳以上の障害者は、障がい程度に関わらず、手帳を有している方、全員に同一区間を満12歳以上の介助者と利用する場合は介助者1名まで割引運賃を適用する」というものです。
<http://www.hokusinkyo.or.jp/PDF/syougaisya-kokununtin-wariki.pdf>

紙面の都合とホームページ量の都合上、改正された新旧条文の詳細は省略させていただきます。

障がい者110番

障がいをお持ちの方ご本人及びご家族等からの悩み(法的手続き・人権等に関する相談)に対し、弁護士による無料法律相談を行っています。

道内全域(札幌市を除く)の障がい者を対象としています。札幌市内の方は「障害者あんしん相談(011-633-1313)」等の窓口をご利用下さい。

受付時間
平日(月・金)
9時から17時まで
(電話または面接)

※時間外・土・日・祝日・年末年始は、FAXまたは留守番電話での受付となります。

定例相談(弁護士相談)
毎月1回(原則第4火曜日)、定例相談として弁護士による専門相談・助言を行います。

弁護士相談を希望される場合は、事前予約が必要で、相談概要の他、住所・氏名・連絡先等が必要となります。(相談の秘密は固く守ります)

主な相談(相談料は無料です)
☆法律に関する相談
例えば、身体・生命に関する相談、財産に対する侵害、相続関係、金融消費・契約関係、雇用・勤務条件関係等

☆人権擁護に関する相談
例えば、職場・施設・隣人・知人・家族・親族との人権に関するトラブル

☆その他
必要な相談

【受付・お問合せ】
障がい者110番直通番号
電話 011(252)1233
FAX 011(252)1235



注)この電話で即座に解決するものではありません。解決するために、どうすべきかを考える相談窓口です。

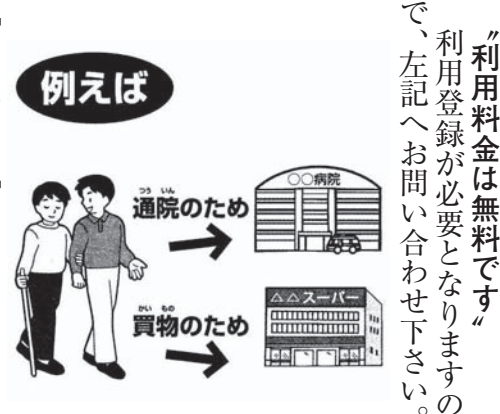
盲ろう者通訳・介助員 派遣事業の利用について

ご家族やご近所に、視覚に障がいのある方で、耳の聞こえが悪くなってきたり、あるいは聴覚に障がいのある方で、目が見えなくなってきたりの方は、いらっしゃいませんか？

当協会では、在宅の「視覚と聴覚に重複して障がいがある方(盲ろう者)」に、コミュニケーションや移動の支援を行う「通訳・介助員派遣事業」を行っています。

身近に「盲ろう者」の方がおられましたら、この事業が通院や買い物などに利用できることをお伝えいただき、当協会にもご連絡をお願いいたします。

利用料金は無料です。利用登録が必要となりますので、左記へお問い合わせ下さい。



【お問合せ先】
札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル四階
北海道社会参加推進センター
(一般社団法人)
北海道身体障害者福祉協会

電話 011(251)9302
FAX 011(251)0858
札幌市内にお住まいの方は、札幌市身体障害者福祉協会(011-641-8853)へ、お問い合わせをお願いします。

◎北海道身体障害者福祉協会では、「盲ろう者通訳・介助員」の派遣は最も濃厚接触と言え活動であり、利用者も通訳・介助員も、お互いに清潔を保ち、活動中でも極力密集したスペースを避け、周囲の状況をいち早く捉えた行動に徹して、業務を行っています。

「お問合せ先」の派遣は最も濃厚接触と言え活動であり、利用者も通訳・介助員も、お互いに清潔を保ち、活動中でも極力密集したスペースを避け、周囲の状況をいち早く捉えた行動に徹して、業務を行っています。

一般社団法人日本義肢協会会員

<p>株式会社 札幌義肢製作所 代表取締役 関 喬 札幌市中央区南三条西六丁目 電話代表(011)241-0986番</p>	<p>株式会社 野坂義肢製作所 札幌市中央区南三条東四丁目 電話(011)221-1406番</p>	<p>株式会社 馬場義肢製作所 函館市豊川町一五〇一七 010-381-3126 札幌市北二条西七丁目 011-274-1303 室蘭市母恋北町一三〇六 011-433-1529 釧路市富士見一五〇九 011-544-1354</p>	<p>株式会社 田村義肢製作所 札幌市中央区北四条東五丁目 電話(011)201-2777番 帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地 電話(0155)271-2489番</p>	<p>株式会社 千葉義肢製作所 釧路市若草町七番二号 電話(0154)221-0381番 FAX(0154)251-9588番</p>	<p>有限会社 岩見沢義肢 岩見沢市緑が丘四丁目二二一-146 電話代表(0126)221-1550番</p>	<p>合同会社 道北義肢製作所 所 長 舛田裕司 旭川市五条通十二丁目六一七番地 電話(0166)241-5311番</p>
---	---	--	---	--	--	---

広告募集中

一枠でも!!
二枠でも!!
三枠でも!!

